

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役 三車 厚二

TEL:06-946-8011

◇ 自社株評価の改正ポイント (1)

Q: 取引所相場のない株式の評価に関する大・中・小会社の区分基準について教えてください。

A: 会社規模に応ずる区分は、改正前においては、その会社の①課税時期における資本金額②課税時期の直前に終了した事業年度の末日における総資産額③課税時期の直前期末以前1年間における取引価額 — の三要素を、基として判定していました。

しかし、今度の改正により、①の資本金基準が削除され、従業員基準が採用されました。

また、②の総資産基準についても、従業員基準が加味されることとなりました。これは、資本金基準が上場承認基準から昭和58年に廃止され、また、企業活動の実態を適切に反映していないからであり、そのかわりに、企業活動の実態を反映している従業員基準が、採用されることになりました。なお、③の取引金額基準は、企業活動の成果を示すものであるため、改正は加えられませんでした。

改正後の会社規模判定基準を整理すると、下記ようになります。

規模区分	区 分 の 内 容		総資産価額(帳簿価額よって計算した金額)及び従業員数	直前期末以前1年間にける取引金額
大 会 社	従業員数が100人以上の会社 又は右のいずれか1に該当する 会社	卸売業	20億円以上 (従業員数が50人以下の会社を除く)	80億円以上
		卸売業以外の業種	10億円以上 (従業員数が50人以下の会社を除く)	20億円以上
中 会 社	従業員数が100人未満の会社 又は右のいずれか1に該当する 会社	卸売業	8,000万円以上 (従業員数が10人以下の会社を除く)	2億円以上 80億円未満
		卸売業以外の業種	5,000万円以上 (従業員数が10人以下の会社を除く)	8,000万円以上 20億円未満
小 会 社	従業員数が100人未満の会社 で右のいずれにも該当する会社	卸売業	8,000万円未満又は 従業員が10人以下	2億円未満
		卸売業以外の業種	5,000万円未満又は 従業員が10人以下	8000万円未満